

第6回 制度設計専門会合事務局提出資料

~ネガワット取引について~

平成28年4月26日(火)



各組織における検討スケジュール

- 本年3月30日の電力基本政策小委員会において、ネガワット取引についての検討がキックオフ。
- その場で示された各組織の検討スケジュール及び業務分担は以下の通り。

第5回電力基本政策小委員会(H28.3.30) 資料7より抜粋

各組織におけるネガワットの検討予定スケジュール(2016年4月~)

電力基本政策小委員会

員会

電力取引監視等委員会 (制度設計専門会合)

ERAB検討会 (ネガワットWG)

[3/30]

- ○施行日決定(論点①)
- ○インバランス供給の対象となるネガワット取引量の下限(論点②)

【5月】

- ○ネガワット取引の形態 (論点②)
- ○ネガワット事業者への情報提供(論点③)

【4月~6月】

- ※複数回を想定
- ○ネガワット事業者に求める 規律(論点③)
- ○インバランス計算手法(論点④)
- ○ネガワットの業務フロー (論点④)

【4~5月】

- ※複数回を想定
- ○売上補填の方法 (論点④)
- ○ベースラインの設定(論点④)

【6月】 ガイドラインの改定

【6 or 7月】

○全体方針の決定

※広域機関における詳細な手続きフロー等の整理結果も報告

7月以降:約款の変更、一般送配電事業者・広域機関によるシステム整備 卸電力市場の取引ルールの整備等

2017年4月1日: ネガワット取引に関する第三弾の電事法施行

本専門会合で御議論いただきたい内容

● 制度設計専門会合においては、具体的には以下の事項について議論する予定。

	ニュー・ ニュー・	関連規程
(1) ネガワット事業者 に求める規律	• 特定卸供給を行うネガワット事業者に 求めるべき規律	• 電事法施行規則等
(2) 同時同量・インバランス に係る整理	インバランス料金単価ネガワットの業務フロー事業者間の契約の在り方事業者の計画提出フロー	託送料金算定規則託送供給等約款送配電等業務指針
(3) 託送供給等約款 の審査方法・日程	• 託送供給等約款の認可申請時の 原価洗い替えの要否	• 託送料金算定規則

※今後の議論によって、論点は適宜見直すことはあり得る

本日は、(1)及び(2)の一部、(3)について御議論いただきたい。

(1) ネガワット事業者に求める規律

ネガワット事業者に求める規律

- 第3弾の電事法改正により、ネガワットの供給(=特定卸供給)についても、通常の発電した電力量と同等に、一般送配電事業者が行う電力量調整供給(インバランス供給)の対象と位置付けられることとなった。
- 特定卸供給の具体的な内容については、第3弾改正後の電事法において省令に委任されているところ、今後、 以下のような論点について、議論の上、整理が必要と考えられる。

【今後想定される論点】

- ◆ 特定卸供給に該当する供給の「経済産業省令で定める要件」について
 - 電力の適正な取引の確保の観点から、特定卸供給を行う事業者(ネガワット事業者)は、①小売事業者に対し需要抑制分の売上げを補塡するなど必要な措置を講ずること、②需要家に対して需要抑制の指令を出せる環境にあること、などを要件とすることが必要ではないか。
- ◆ ネガワット事業者に対して求められる規律について
 - 電力の適正な取引の確保や需要家保護の観点を踏まえ、例えば、ネガワット事業者の計画等について、確認できるようにするなど、一定の規律が必要ではないか。

(参考) 第3弾改正後の電気事業法の該当条文

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

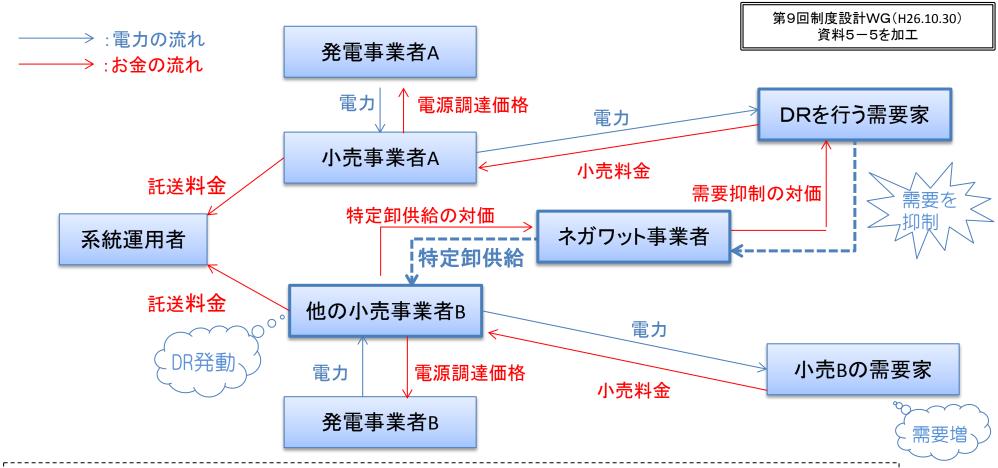
一~六 (略)

- 七 電力量調整供給 次のイ又は口に掲げる者に該当する他の者から、当該イ又は口に定める電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、 当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。
- イ 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者 当該発電用の電気工作物の発電に係る電気
- □ 特定卸供給(小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な 運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下この口において同じ。)を行う事業を営む者 特 定卸供給に係る電気(イに掲げる者にあつては、イに定める電気を除く。)

八~十八

2・3 (略)

(参考) 特定卸供給のイメージ



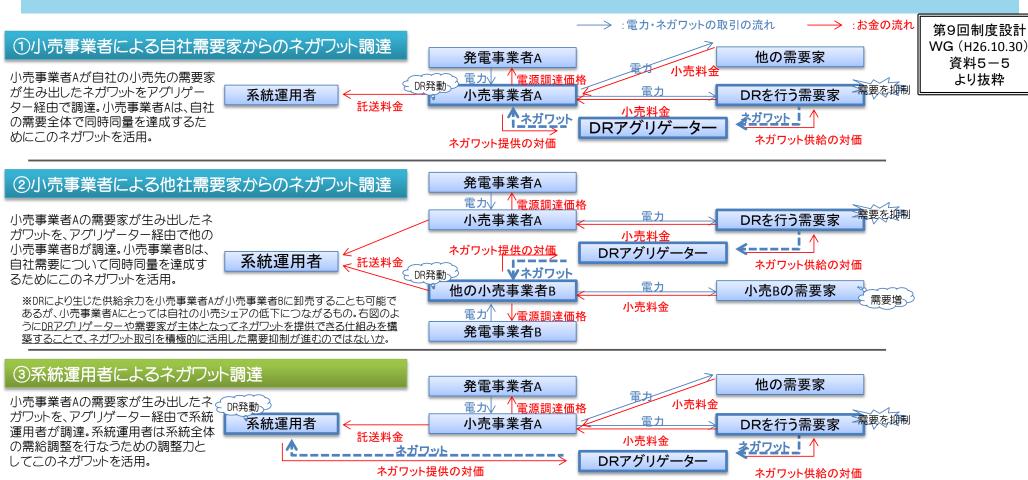
小売事業者Aの需要家が生み出したネガワットを、ネガワット事業者経由で他の小事業者Bが調達。小売事業者Bは、自社需要について同時同量を達成するためにこのネガワットを活用。

- ·「DR(ディマンドリスポンス) Iとは
- 卸市場価格の高騰時または系統信頼性の低下時において、電気料金価格の設定またはインセンティブの支払に応じて、 需要家側が電力の使用を抑制するよう電力消費パターンを変化させること。
- ・「ネガワット事業者」とは 需要家の需要抑制により生み出された電力を集約し、小売事業者に販売する事業者のこと。

(2) 同時同量・インバランスに係る整理

ネガワット取引の分類

- ネガワット取引は、小売事業者が自社需要の同時同量を達成するために調達する場合と、系統運用者が需給調整のために調達する場合(下図③)、という2つの類型が存在。前者は更に、自社需要家からのネガワットを調達する場合(下図①)と、他社需要家からのネガワットを調達する場合(下図②)に分類できる。
- ①は小売事業者が自社需要家に需要抑制を求める場合なので、インバランスに係る新たな整理は不要である。
- ③で系統運用者からの指令通りに需要抑制しない場合の扱いは、調整力の公募調達に係る議論の中で検討。



(備考)上図ではアグリゲーターを介してネガワットが調達されているが、DRを行う需要家から直接DRを調達することも考えられる。

ネガワット取引に伴うインバランスに係る整理

- 小売事業者が他社需要家から受けるネガワット供給(前ページの②)は、第3弾の電事法改正によって電力 量調整供給(インバランス供給)の対象と位置づけられたところ。
- イコールフッティングの観点で、ネガワットに対して、ポジワット(電源)と同様の託送ルールを課すことが原則。
- 上記原則を踏まえれば、インバランス料金単価はポジワットと同様の価格としてはどうか。

②小売事業者が他社需要家からネガワットを調達する場合

<想定している状況>

小売事業者Aの需要家が20の需要抑制を行ない、これ をネガワットとしてネガワット業者が他の小売事業者Bに 販売。ネガワット事業者が計画どおり20のDR(ディマンド リスポンス)を発動しようとしたものの、15しか達成できず、インハフ シス補給 全体として5の不足が生じた。

小売事業者A		
調達計画	発電Aから100	
需要計画	100 ^{※1}	
需要実績	80+5	
インバランス	7 0	

DRに由来する部分については小売事業 者のインバランスとみなさないこととし、 その分のインバランス料金負担を免責。

√電源調達価格 発電事業者B ネガワット事業者※2 DR調達計画 小売Aの需要家から20 DR実施計画 20 DR発動実績 15 インバランス 5の不足

DR発動

小売事業者B 発電Bから100、 調達計画 DRアグリケーターから20 需要計画 120 需要実績 120

0

小売料金

ネガワット事業者

電力

小売料金

インバランス

※1・2 需要抑制計画等との関係で需要計画にど のような値を記載するか、ネガワット事業者からど の計画の提出を求めるかは今後要整理。

ネガワット事業者にDRの実施計画と発動実績を提出させ、その差分についてインバラ ンス料金を徴収。インバランス補給(5の量)はネガワット事業者に対して実施され、需 要抑制により生み出されたネガワット(15の量)と併せて小売事業者Bに提供される。

発電事業者A

小売事業者A

ネガワット提供の対価

他の小売事業者B

電力

一電源調達価格

♥ネガワット

当該インバランスについては 第11回制度設計WG (次ページ参照)で整理

第9回制度設計WG (H26.10.30) 資料5-5を抜粋・一部修正

DRを行う需要家

小売Bの需要家

ネガワット供給の対価

(参考) 小売事業者とネガワット事業者との間のインバランスの切り分け

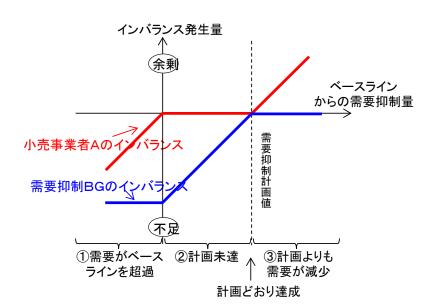
● 第11回制度設計ワーキンググループにおいて、小売電気業者及びネガワット事業者が以下の方式1又は方式2を選択し、両者の間でインバランスの「切り分け」を実施することが決定された。

第11回制度設計W(H26.12.24) 資料8-4より抜粋

○ 通常のインバランスとは異なる扱いをするため、送配電事業者がインバランス量の算定を行う際、 下記のいずれかの方式でインバランスの「切り分け」を実施。

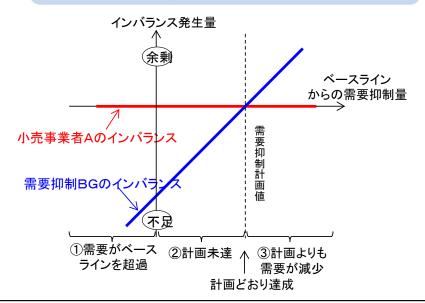
【方式1】DR未達時の不足インバランスは「0~需要 抑制計画値」の範囲内でのみ需要抑制BGに発生。

▶ 計画以上に需要が減少した際の余剰インバランスや、需要増により生じた不足インバランスは、小売事業者Aに発生。



【方式2】 D R を実施する需要家に係るインバランスはすべて需要抑制 B G に発生すると考える。

- ▶ DRを実施する需要家については、当該コマにおいては小売事業者Aが同時同量の責任を全く負わないと考える。
- ▶ 当該コマ以外(需要抑制を行わない時間帯)では、小売事業者Aにインバランスが発生。



- <前提1> 需要抑制BGは、需要抑制計画の値を各需要家が供給を受けている小売事業者ごとに事前に配分しておく。
- <前提2> 送配電事業者が認めたベースラインのみを用いることができることにする(需要計画を立てる小売事業者も納得しやすい仕組み)
- <前提3> インバランスの切り分け方法は32ページの補填金と密接に関連するため、送配電事業者は、インバランス供給に係る契約を需要抑制BG と締結するに際し、補填金の契約の内容を確認することとする(詳細については今後検討)。

(3) 託送供給等約款の審査方法・日程

託送供給等約款の改定内容

- 第3弾の電事法改正により、現行の発電量調整供給と、特定卸供給に対するインバランス供給とを統合する形で、電力量調整供給が位置づけられることとなった。それに伴って、一般送配電事業者は、託送供給等約款において電力量調整供給の供給条件等を定め、経産大臣に当該約款の認可申請を行う必要がある。
- 約款修正項目として、例えば以下のようなものが想定される。

特定卸供給に対するインバランス供給の料金単価 ※本資料P.8

事業者毎のインバランス量の算定方法(小売事業者とネガワット事業者との間のインバランスの切り分け等) ※本資料P.9

電力量調整供給を希望するネガワット事業者が行う計画提出手続き ※次回専門会合で議論する予定

電力量調整供給に伴う託送供給等約款の改定手続について

- 今回の託送供給等約款の認可申請は、インバランス供給に係る収益及び費用は原価に含まれないことを 踏まえれば、事業者に原価の洗い替えを求めないこととしてはどうか。
- なお、東日本大震災以降に原価の洗い替えを伴う供給約款料金の認可を受けた7社については、平成29年3月末までに託送料金の原価算定期間が終了するが、原価算定期間終了後の原価の適正性の確認については、事後評価を通じて行う仕組みとなっている。

(参考) 第3弾改正電気事業法の附則

(一般送配電事業者の電力量調整供給に係る託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置)

第三条 平成二十六年改正法の施行の際現に附則第一条第五号 に掲げる規定による改正前の電気事業法(以下この項において「第五号旧電気事業法」という。)第三条の許可を受けている一般送配電事業者(以下この条において単に「一般送配電事業者」という。)は、平成二十六年改正法の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の電気事業法(以下この条において「第五号新電気事業法」という。)第十八条第一項に規定する託送供給等約款(以下この条において単に「託送供給等約款」という。)について、第五号新電気事業法第二条第一項第七号に規定する電力量調整供給(第五号旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する発電量調整供給を除く。次項第二号及び第四項において同じ。)に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。

託送供給等約款の改定スケジュールについて

◆ 本年4月の小売全面自由化に際して、政省令整備、託送供給等約款の認可等、あらかじめスケジュール を組んで対応してきたところ。今般の対応についても、リードタイムを確保することが必要。

> 第7回制度設計WG(H26.7.30) 資料6-1より抜粋

〇小売全面自由化は平成28年を目途に実施することとしているが、仮に、平成28年4月1日に小売全面自由化を実施することとした場合、以下のようなスケジュールで進められるよう、詳細な制度設計の検討、政省令・審査基準等の整備を進めることとしてはどうか。

平成26年中	・制度設計WGにおける詳細制度設計の議論
平成27年1月~7月	・政省令・審査基準等の整備 ・政省令・審査基準等を踏まえた託送供給等約款の認可申請準備
平成27年7月(施行の9ヶ月前)	・託送供給等約款の認可申請 → 審査開始(※この時点で、実質的に託送料金の上限値が判明)・特定小売供給約款(経過措置約款)の認可申請(必要に応じて)・小売電気事業者の事前登録の受付開始
平成27年中(施行の4ヶ月前)	・託送供給等約款・経過措置約款の審査終了 → 認可(※この時点で、託送料金が確定) ・離島供給約款・最終保障供給約款の届出
平成28年1月~ (施行の2ヶ月~3ヶ月前)	・小売電気事業者の変更を希望する需要家の受付開始など、事前手続の開始
平成28年4月	・小売全面自由化の実施

(参考)第1弾改正電気事業法 附則 抜粋

(電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置)

- 第十一条 政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大 を実現するため、この法律の円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。
 - 一 <u>平成二十八年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとし</u>、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出すること。

(参考)第2弾改正電気事業法 附則 抜粋

(施行期日)

第一条 <u>この法律は、公布の日(※)から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する</u>。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ※改正電気事業法の公布日:平成26年6月18日

託送供給等約款の改定スケジュールについて

- 第5回電力基本政策小委員会において、第3弾の改正電事法のうち電力量調整供給に係る規定の施行期日は平成29年4月1日と決定されたところ。
- 昨年度の託送供給等約款の審査スケジュール(※1)を参考にしつつ、今年度の状況を勘案して、以下のようなスケジュールとし、約款の認可申請期限を10月末としてはどうか。
 - ※1 事前の設定スケジュールは次ページ参照。平成27年7月29日及び31日に各社から約款の認可申請があり、12月18日に認可を行った。

	平成28年		平成29年	
4 - 6月	7 - 9月	10 - 12月	¦ 1 - 3月	
	! ! ! !	! 約款の認可申請 ▲	約款認可	法施行
	I I			

ネガワット取引ルールの議論

◆4~6月に、制度設計専門 会合においてネガワット取引 ルールを議論する予定。

省令の整備/約款申請の準備

- 電事法施行規則、託送料金算定規則を改正する予定。
- ◆省令改正に当たってはパブリックコメント募集手続きを実施する必要あり。

託送供給等約款の審査

- ●標準処理期間(※2)は4ヶ月。
- •但し、原価洗い替えを行わない場合は、標準処理期間よりも短期で審査を実施できる可能性が高い。

法施行に向けた準備

- 託送料金は変更しないため、 小売事業者の大規模な準 備行為は発生しない見込み。
- 約款の改定内容が、ネガワット契約の内容に影響を与える可能性があるため、ネガワット事業者に配慮してスケジュールを設定すべき。

(参考1) ネガワット取引の経済性等に関する検討会の議論

検討会概要

検討テーマ

テーマ1:ネガワットの需要削減特性の整理

• 今年度のネガワット取引実証のデータを用いネガワット の反応時間、需要削減量の確実性などについて定量 的に整理・評価。

テーマ2: ネガワット取引の経済性・意義の検討

• 短期断面と長期断面におけるネガワット取引の効果 (ネガワット取引による発電設備の回避費用)、ネガワット取引の費用(ネガワットを創出するためのコスト)を検討。

テーマ3:事業者間の取引ルールの検討

• ガイドライン改定に向けた卸取引でネガワットを扱う際の事業者間のルール整備(確定数量契約や売上補填含む)。

検討会出席者

【出席者】(50音順、敬称略)

学識経験者及び関係事業者

秋山 一也 株式会社エネット 経営企画部長

石井 英雄 早稲田大学 先進グリッド技術研究所 上席研究員

伊藤 久徳 中部電力株式会社 経営戦略本部 部長

市村 拓斗 森·濱田松本法律事務所 弁護士

市村 健 エナジープールジャパン株式会社 代表取締役社長

内田 明生 エナノック・ジャパン株式会社 取締役 大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授 大山 力 横浜国立大学大学院 工学研究院 教授 小坂田 昌幸 株式会社東芝 社会インフラシステム社

サービス・ソリューション技師長

塩川 和幸 東京電力株式会社 執行役員

パワーグリッド・カンパニー・バイスプレジデント

永井 卓 株式会社NTTファシリティーズ スマートビジネス本部

エネルギーサービス部 サービス開発担当部長

長尾 昂 株式会社エナリス 経営戦略部 部長

西村 陽 関西電力株式会社 お客さま本部 担当部長

山口 順之 早稲田大学 先進グリッド技術研究所

関係機関

石坂 匡史 電力広域的運営推進機関 企画部 部長 岩男 健佑 電力取引監視等委員会 総務課 課長補佐 國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長

【事務局】

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新産業・社会システム推進室 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力需給・流通政策室

テーマ1 ネガワット取引の需要削減特性の整理:まとめ

- 今年度のネガワット取引実証において、以下の結果が得られた。
 - 需要削減に関して成功率(※1)が最も高いアグリゲーターの成功率は85%以上であった。
 - 設備別にみると、制御機器が自家発である場合に相対的に高い成功率が得られた。
 - ※1成功率=達成率(※2)が90%以上であった回数/DR発動回数
 - ※2達成率 = 需要削減容量/DR契約容量(DR発動ごと)

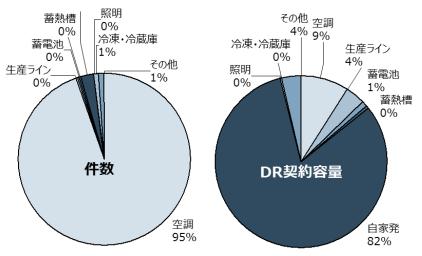
参加アグリゲータ一数

東京電力	中部電力	関西電力
18	5	12

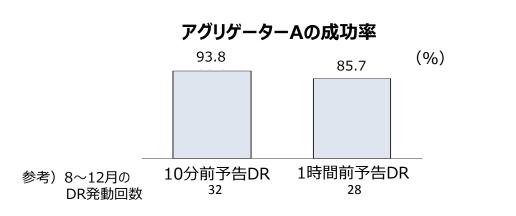
参加需要家数

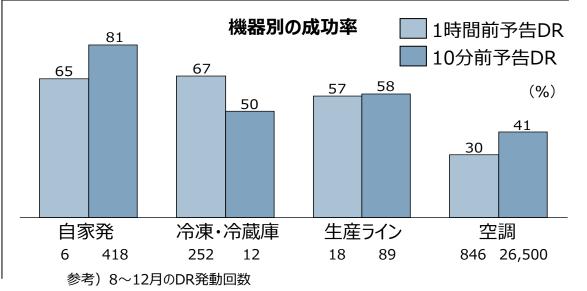
	東京電力	中部電力	関西電力
10分前DR	42	9	18
1時間前DR	989	491	532
前日DR	83	0	26

制御機器ごとの件数·DR契約容量



※ 11月~12月の実証データをもとに作成。





テーマ2 ネガワット取引の経済性・意義の検討:まとめ

第2回ERAB検討会(H28.3.30) 資料4より抜粋

- ネガワット取引による系統エリア内のピークカットの効果と、ネガワット取引の費用の比較を行った。
- 効果については、短期の効果(現存する発電設備の維持管理の回避費用)と長期の効果(短期の効果 + 将来建設する発電設備の投資の回避費用)の2パターンで試算。
- 費用については、ネガワットを創出するためのシステム費用、オペレーション費用などの実費をもとに試算。
- 比較的費用が低く、長持続時間対応可能な手段でネガワット取引を行うことができれば、得られる効果が費用を上回ることが分かった。

ネガワット取引 効果

短期:約3,000 ~ 6,500 円/kW/年長期:約3,500 ~ 9,000 円/kW/年

【前提】

- 需要削減の持続可能時間を2~6時間の範囲で設定。
- 対応要請時間数を年間需要上位時間数として 10~100時間の範囲で設定。

【備考】

• 今後の電源と需要の関係により、ネガワット取引の効果は"短期"から"長期"にうつる。(今後、再生可能エネルギーの導入増加により、火力発電による電力の取引が減少し火力発電が維持できなくなることなどにより、供給力が減少することで、"長期"の効果となる)

ネガワット取引 費用

約700 ~ 7,000 円/kW/年

【前提】

- 実運用における費用を想定 (制御需要量が最大需要の1%(1.6GW)の場合)
- 1時間前予告メニューを想定

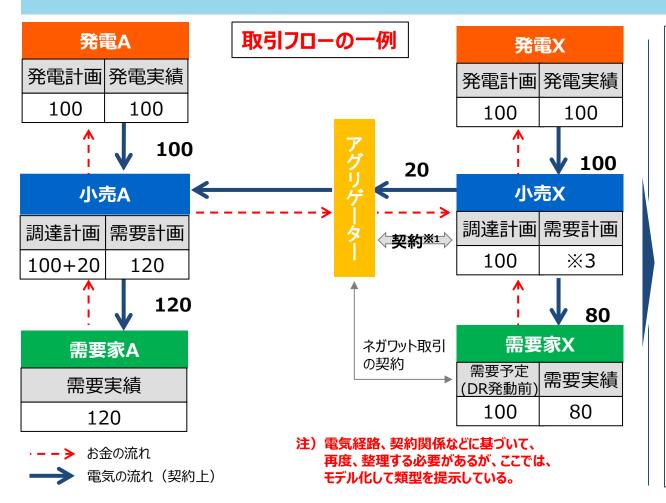
【備考】

実運用時には、以下の費用の増減要素がある。

- 運用実績蓄積等による費用低減
- 運用ルール厳格化・システム堅牢化に対応するための費用増加
- 注) 費用に関しては、用いる制御対象機器に大きく依存するため、今後、本実証事業において十分に検証のできていない制御対象機器に関する知見が集まった段階で、必要に応じて再度精査を行う。
 - 本検討は、ネガワット取引を実施した際に、社会全体としてかかる費用と得られる効果の大小関係の分析が目的である。
 - ネガワット取引の報酬額は、ポジワットも含めた調整力供給者入札量・価格と需要量で決まるものであり、本検討の対象ではない。

テーマ3 事業者間の取引ルールの検討:まとめ

- ネガワット取引の類型のうち、「小売事業者による他社需要家からのネガワット調達」(類型 1 ②)を中心に、一通りの論点提示を行った。
- アグリゲーターと小売Xの間で必要となる事前の契約・取決め※1については、今後、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会(ERAB検討会)のもとで4月以降に立ち上げるネガワット取引WGにおいて引き続き議論を行い、6月までにネガワット取引に関するガイドラインを改定し、盛り込む。
- 同時同量制度にかかわる論点※2については、今後担当部署内で議論を行い、必要に応じてWGで報告を行う。



- アグリゲーターは、需要家とのネガワット取引によって生じる余剰電力を調達して転売する。 その際、アグリゲーターが、同時同量ルールの主体となる。
- この取引形態には、いくつかのオプションがモデルケースとして考えられる。(左図は①の場合)
 - ①確定数量契約なし
 - ②確定数量契約あり など
- アグリゲーターが小売xから電力を買い取る にあたり、2者間でどのような契約・取決めが 必要なのか、引き続き検討していく。(※1)
- 需要家xの需要削減と小売xの同時同量の関係について、各種整理が必要となる。どのような整理とするか担当部署で引き続き議論を行う。(※2)
- ※2との関連で、需要計画の値としてどのような値を採用するかを整理する。(※3)

(参考2)電力基本政策小委員会の議論

論点①:改正法施行日の決定

ネガワット取引に関する第三弾の電事法施行は、全ての論点を十分に議論し、システム整備等する必要がある一方で、取引を可能な限り早期に開始できるよう、平成29年4月1日としてはどうか。

<平成29年4月1日施行時のスケジュール(イメージ)>

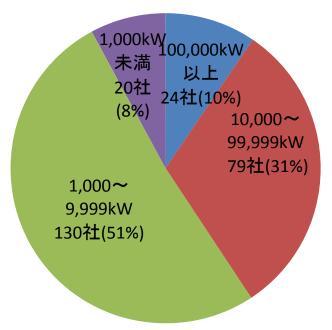
時期	取組事項
平成28年3月30日	本委員会
	制度設計の議論
	一般送配電事業者の託送供給等約款の申請・認可 一般送配電事業者等におけるシステム改修
	ネガワット事業者と一般送配電事業者・小売電気事業者・需要家等との事前手続
平成29年4月1日	改正電気事業法(第3弾)に基づくネガワット取引開始(※) (※)ガスの小売全面自由化と同時

論点②:インバランス供給の対象となるネガワット取引の範囲

第5回電力基本政策小委員会(H28.3.30) 資料7より抜粋

- インバランス供給は小売電気事業者等による計画通りの供給力調達が可能となる一方、徒に対象を増やすと、一般送配電事業者の同供給に係る契約締結・請求等のコストを増大させる恐れ。
- そのため、インバランス供給の対象となるネガワット取引量の下限値を、小売電気事業者の最大需要電力量や日本卸電力取引所の最小取引単位等を鑑み、例えば100 k W*としてはどうか。
 - (※)取引量とは別途、取引の形態(卸取引所の活用等)については法的観点も含めて別途精査が必要。

検討にあたっての材料① (小売電気事業者の最大需要電力)



1000kW未満の事業者も一定数存在

検討にあたっての材料② (卸電力取引所の最小取引単位)

- ■スポット市場(1日前市場)
- → 最小取引単位 = 1000kW
- 1 時間前市場
- → 最小取引単位 = 100kW

需給調整の場として位置づけられている、1時間 前市場では、100kWを最小単位として設定

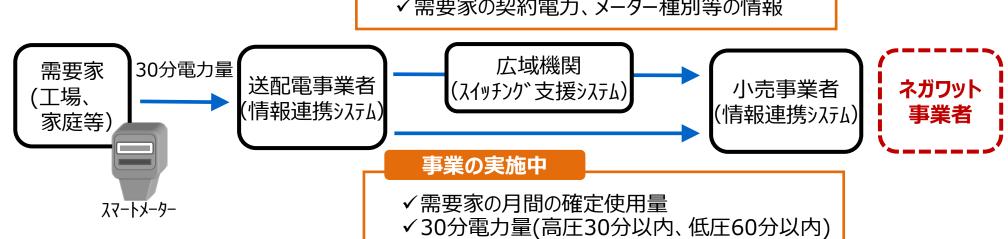
*100kW=30分値では50kWh

- ネガワット事業者は、需要家と直接接点を持ち、事業を介して需要家の情報(電力使 用量等)も取り扱うこととなる。
- しかしながら、ネガワット事業者は電気事業法の規制対象事業者ではないため、需要家 保護の観点も踏まえつつ、省令や託送供給等約款等で事業者に規律を求めていくことが 必要なのではないか。
 - (※)ネガワット事業者に送配電事業者から情報提供する具体的な仕組み等は引き続き検討を行うことが必要

<小売事業者への情報提供の全体像>

主に事業の実施前

- ✓需要家の過去の電力量(最大13ヶ月分)
- ✓ 需要家の契約電力、メーター種別等の情報



論点④:各ルール整備に際しての考え方

● それぞれのルールを整備するにあたり、これまでの取組や特性を鑑み、以下のような方針 で進めてはどうか。

主なルール	整備の方針
①ベースラインの設定方法	これまでに標準ベースライン等についてのガイドラインを策定。しかしながら、ベースラインは需要抑制元である需要家(工場、オフィス、家庭等)の電力使用実態に大きく依存するため、普遍的なルール設定は難しく、引き続き指針を活用する。
②インバランスの責任所在	これまでの議論で具体的に取り得る選択肢は整理されている。インバランス料金計算方法*に直結するため、託送供給等約款中で定める。
③売上補填の方法	基本的な考え方は整理されているが、自由化時代の多彩な料金メニュー に普遍的なルールで対応することは極めて困難であり、まずは一定の基準 等を盛り込んだ指針の作成を検討する。

^{*}一般送配電事業者がインバランス料金を計算するため、各事業者にどのような計画提出を求めるかも整理する必要あり